

○公共下水道事業

東京都及び政令指定都市（以下「政令市等」という。）を1 類型とし、その他の市町村については以下の区分（処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

[公共下水道事業区分一覧表]

	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等				政令市等
A	10万以上	100人/ha以上		Aa
		75人/ha以上		Ab
		50人/ha以上	30年以上 30年未満	Ac1 Ac2
		50人/ha未満		Ad
B	3万以上	100人/ha以上		Ba
		75人/ha以上	30年以上 30年未満	Bb1 Bb2
		50人/ha以上	30年以上 30年未満	Bc1 Bc2
		50人/ha未満	30年以上 30年未満	Bd1 Bd2
C	3万未満	75人/ha以上		Ca
		50人/ha以上	30年以上	Cb1
			15年以上	Cb2
			15年未満	Cb3
		25人/ha以上	30年以上	Cc1
			15年以上	Cc2
			15年未満	Cc3
		25人/ha未満	30年以上	Cd1
			15年以上	Cd2
			15年未満	Cd3